

大野市中小企業者等中東情勢対応支援金

中東情勢の影響を受けて資金繰りに支障をきたしている
大野市内の中小企業者等を支援します！

■対象者（以下①～④の全てに該当する者）

- ① 令和9年3月31日までに福井県経営安定資金（中東情勢対策分）（以下、「県資金」）の融資を受けた者
- ② 県資金の返済期間が1年を超える者
- ③ 法人にあっては大野市内に本社を置く者、個人にあっては大野市内に住所を有する者
- ④ 市税の滞納がない者

■支援金額 県資金の融資額に応じて支援金を交付します。

県資金融資額		支援金額
300万円未満		1万円
300万円以上	500万円未満	5万円
500万円以上	1,000万円未満	8万円
1,000万円以上	2,000万円未満	17万円
2,000万円以上	3,000万円未満	34万円
3,000万円以上	4,000万円未満	51万円
4,000万円以上	5,000万円未満	68万円
5,000万円以上	6,000万円未満	85万円
6,000万円以上	7,000万円未満	102万円
7,000万円以上		119万円

（申請・請求方法、注意事項などについては裏面をご確認ください。）

■申請および請求について

<申請期限>

県資金の融資実行日から2か月以内

※令和8年9月7日以前に県資金の融資実行を受けている方は、9月7日から2か月以内に申請ください。

<申請方法>

以下の書類をそろえて、大野市産業政策課にご提出ください。（メール可。）

① 交付申請書（様式第1号）

② 県資金の融資を受けたことが分かる書類

（県制度融資申込書の写し、融資金の振込が確認できる通帳の写し、償還予定表。

無い場合は、これに類する書類。）

③（法人の場合）大野市内に本社があることが分かる書類（登記簿の写しなど）

<請求方法>

以下の書類をそろえて、大野市産業政策課にご提出ください。（メール可。）

① 交付請求書（様式第3号）

② 預金通帳の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号およびカタカナの口座名義が確認できる部分の写し

▶ 申請書および請求書の記入方法については、別紙記入例をご確認ください。

■注意事項

● 支援金の申請は、1事業者につき1回となります。

● 県資金の融資実行日から1年を経過する日までの間に、全部または一部の繰上償還を行った事業者については、支援金の返還を求める場合があります。

● 県資金の融資実行日から1年経過後、30日以内に融資状況報告書（様式第4号）の提出が必要となります。

【お問い合わせ先】大野市

市役所1階⑧番窓口

TEL：0779（64）4816

地域経済部 産業政策課

〒912-8666 大野市天神町1番1号

Mail：sangyo@city.fukui-ono.lg.jp